

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	1
○土地収用法に基づく事業の認定 (用地対策課)	1
○廃川敷地等が生じた件 (河川課)	2
○道路の供用開始 (道路課)	2
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	2
公告	
○県営土地改良事業の計画の変更 (農業基盤課)	3
高知県公営企業局告示	
○平成27年度から平成29年度までに高知県公営企業局が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格	3
○平成27年度から平成29年度までに高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃、警備又は設備保守管理の業務の契約に係る指名競争入札の参加者の資格	3
○平成27年度から平成29年度までに高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格	3
落札公告	
○落札者等の公告 (公営企業局 県立病院課)	3

告 示

高知県告示第1号
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。
 平成27年1月8日（揭示済）
 高知県知事 尾崎 正直

大谷加入区

高知県告示第2号
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項

の規定により平成23年1月高知県告示第6号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成27年1月7日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。
 平成27年1月8日（揭示済）
 高知県知事 尾崎 正直

大谷加入区
高知県告示第3号
 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
 平成27年1月9日
 高知県知事 尾崎 正直

- 起業者の名称
土佐市
- 事業の種類
土佐市立学校給食センター建設事業
- 起業地
(1) 収用の部分
土佐市高岡町西上大坪地内
(2) 使用の部分
なし
- 事業の認定をした理由
平成26年11月12日に土佐市から申請があった土佐市立学校給食センター建設事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。
(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、現在、土佐市内の全小中学校13校に給食を提供している土佐市立学校給食センターの老朽化に伴う学校給食施設の移転新築事業である。
当該施設は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定に基づき義務教育諸学校の設置者の任務として設けられる施設であり、衛生的で安全かつ安心な学校給食を供給するとともに、食育を一層推進するために必要な施設であることから、土地収用法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に係る事業に該当する。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である土佐市は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有するものと認められる。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要

件を充足すると判断される。
 (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
 ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について
 土佐市は、本県のほぼ中央部に位置し、市域は、仁淀川の河口域を中心に、東西約16キロメートル、南北約12キロメートルにわたる、面積91.59平方キロメートルの市であり、東は仁淀川を隔てて高知市に、西は須崎市に、北は吾川郡いの町並びに高岡郡佐川町及び日高村に接し、南は太平洋に面している。
 市の中央を高知自動車道及び国道56号が横断し、自動車による広域交通網が整備され、高知市の中心部まで約30分で移動することが可能となっており、市の主な産業として、施設園芸、果樹栽培、沿岸漁業、海産物加工、土佐和紙等の製紙工業等が行われている。
 土佐市立学校給食センターは、昭和49年に建築されたものであり、老朽化が著しく、施設面積も狭隘であるため、作業動線が十分に確保できておらず、改築を施したとしても限界があり、ドライシステムの導入、非汚染作業区域及び汚染作業区域の区分による更なる衛生管理の向上等の必要性から、新たな学校給食施設の整備が求められている。
 また、近年、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化するとともに、食を通じて、地域を理解すること、食文化の継承を図ること、自然の恵み及び勤労の大切さを学ぶこと等が重視され、こうした現状から食育基本法（平成17年法律第63号）及び食育推進基本計画（平成18年3月）が制定され、子どもたちが食に関する正しい知識及び望ましい食習慣を身に付けることができるよう、積極的に食育に取り組んでいくことが求められているが、現状では、施設が狭隘であるため、調理の現場で実際に見て・食べて・感じるにより、地域の食文化、生産、流通及び消費について学ぶ効果的な食育を行うことが困難となっている。
 加えて、近い将来発生が予想されている南海トラフ地震等の災害の際に拠点施設となる、自家発電装置等を使用し、現在の人員で1日2回の約4,200食を供給する学校給食施設の整備が早急に求められている。
 そのため、土佐市では、平成20年度から利用者である保護者及び児童生徒並びに学校現場の意見を参考として検討を行い、平成25年4月に「土佐市新施設建設計画」（基本構想）を作成するとともに、土佐市立学校給食センター建設推進委員会を設置し、防災計画及び土佐市食育推進計画との整合性、地産地消の推進、財政的状況等を勘案した「土佐市立学校給食センター建設基本計画」を作成しつつ、総合的に施設整備を図ることとしてい

る。

本件事業の施行により、学校給食施設の衛生管理の向上が図られ、児童生徒の健全な発育に資する、安全かつ安心でバランスの取れた栄養豊富な食事を提供することが可能となるとともに、見学スペース、小規模調理施設等を備えることにより食育推進の拠点施設として大きな役割を果たすこととなり、加えて、近い将来発生すると予測される南海トラフ地震等の災害時に機動的に対応することができる食糧供給施設としての機能を発揮することができることから、地域に一層貢献することができるものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業者である土佐市の調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)又は高知県希少野生動植物保護条例(平成17年高知県条例第78号)の定めにより起業者が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動植物は、確認されていない。更に、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は、存在しない。

また、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は高知県環境影響評価条例(平成11年高知県条例第5号)の定めにより環境影響評価が義務付けられた事業には該当しない。更に、土佐市は、本件事業の施行において、起業地の生活環境に及ぼす影響はないとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業の起業地として、給食を供給する学校に効率的に配送することができるよう、交通の便がよく、地震、津波等の災害による被害を受けにくいことを必須条件に、土佐市中心部において3箇所の候補地を選定し、更に面積、経済性、合理性、効率性等も含め、あらゆる角度から適地性について比較検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、交通の利便性が特に優れており、加えて最も広い面積を確保することができ、最適であると判断される。

また、本件事業により建設される施設面積は、学校給食衛生管理基準に定められた学校給食施設として必要な事項を勘案して決定されており、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性
(3)のアで述べたように、土佐市立学校給食センターは、老朽化が著しく、利用者の利便性向上のためにも、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業の起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
土佐市立学校給食センター

高知県告示第4号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年1月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 河川の名称
二級河川奈半利川水系奈半利川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成27年1月9日
- 3 廃川敷地等の位置
左岸 安芸郡北川村久木字ゴラジマ964番1地先から964番9地先まで

右岸 安芸郡北川村久木字ナモト屋敷153番地先から字柝谷888番34地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 28,373.73平方メートル

5 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

高知県告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年1月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町越裏門字竹ノ川168番1(1工区)	86	平成27年1月9日
吾川郡いの町越裏門字竹ノ川168番1(2工区)	50	平成27年1月9日

高知県告示第6号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成27年1月9日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
土佐清水市 以布利字樋ノ口	348番3	5.82	34.70	
	350番2	5.04	11.48	

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（芸西地区広域防災ため池等整備モデル事業（保全施設））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年1月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年1月9日から同年2月9日まで
- 3 縦覧場所
芸西村役場
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に高知県公営企業局が発注する物品の購入（製造を含む。）又はサービス（清掃、警備及び設備保守管理を除く。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について次のとおり定める。

平成27年1月9日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

平成26年9月高知県告示第555号（平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等）により競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定された者

高知県公営企業局告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃、警備又は設備保守管理の業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格について次のとおり定める。

平成27年1月9日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

平成26年11月高知県告示第608号（平成27年度から平成29年度までに県が委託する庁舎等の清掃等の業務の契約に係る指名競争入札の参加者の資格等）により指名競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定された者

高知県公営企業局告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について次のとおり定める。

平成27年1月9日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

平成26年11月高知県告示第609号（平成27年度から平成29年度までに県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等）により競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定された者

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成27年1月9日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
移動型デジタル式X線透視診断装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県立幡多けんみん病院経営事業部経営事業課 宿毛市山奈町芳奈3番地1
- 3 落札者を決定した日
平成26年11月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社シーメック 高知市南久保9番8号
- 5 落札金額
28,998,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成26年10月17日